

電子閲覧に関するQ & A

Q 1 利用者登録などの手続が必要ですか。

A 1 電子閲覧システムを利用するための特別な手続はありません。

Q 2 電子閲覧されている案件は誰でも閲覧できますか。

A 2 一般競争入札案件は誰でも閲覧できますが、指名競争入札案件は指名された方以外は閲覧できません。

Q 3 電子閲覧されている案件は誰でも入札に参加できますか。

A 3 一般競争入札案件の場合、誰でも閲覧できますが、入札に参加するには、入札公告に示されている入札に参加する者に必要な資格をすべて満足していることが必要です。

Q 4 電子閲覧案件を閲覧会場で閲覧することはできますか。

A 4 原則として電子閲覧案件については、電子閲覧システムでの閲覧のみとします。ただし、やむを得ない事情（通信障害により閲覧期間内に閲覧することができない等）の場合は、閲覧図書のデータでの配布を行います。詳しくは、福島県電子閲覧のページに掲載している「電子閲覧できない場合」をご覧ください。

Q 5 業者番号及びパスワードは別途申請する必要がありますか。

A 5 業者番号及びパスワードは、指名競争入札の場合のみ入力が必要となるものですが、申請等の手続は不要です。

なお、詳しくは、指名通知書と一緒に送付される「設計図書の電子閲覧について」をご覧ください。

Q 6 指名競争入札で指名されましたが、案件はどこから閲覧できますか。

A 6 入札選択方式画面の「その他の入札等」から確認願います。

Q 7 指名競争入札案件なので、入札選択方式画面の「その他の入札等」を選択すると、画面上に「業者番号」と「パスワード」が表示されます。「業者番号」と「パスワード」は何を入力すればよいのですか。

A 7 指名通知書と一緒に送付される「設計図書の電子閲覧について」に記載されているとおりに、業者番号及びパスワードを入力して下さい。（指名競争入

札案件は指名された方以外は閲覧できません。)

Q 8 業者番号を入力しても「入力された業者番号は存在しません」と表示され、システムに入れません。

A 8 業者番号及びパスワードの入力間違いがないか確認してください。

特に業者番号については、電子入札システムの利用者登録の際に使用する電子入札用の業者番号を誤って入力する例が見受けられますので、お間違えのないように注意してください。

Q 9 変更したパスワードが分からなくなっていました。どうすればよいですか。

A 9 入札監理課（電話 024-521-7899）へ問い合わせください

Q 10 一般競争入札案件の閲覧をする時も、業者番号及びパスワードの入力が必要ですか。

A 10 一般競争入札の場合は、業者番号及びパスワードの入力は不要です。指名競争入札の場合のみ入力が必要となります

Q 11 総合評価方式の案件は、どこから閲覧できますか。

A 11 入札選択方式画面の「一般競争入札、条件付き一般競争入札等」から確認願います。

Q 12 登録してある閲覧図書の中で開けないファイルがあります。

A 12 お使いのアドビリーダーのバージョンが6以上であるかご確認ください。バージョンが低い場合は、インターネットでアドビリーダー（無料です。）をダウンロードしてから閲覧してみてください。お使いのアドビリーダーのバージョンが6以上であるにもかかわらずファイルが開けない場合は、当該案件の発注機関にお問い合わせください。

Q 13 業者番号及びパスワードは、本社と支店等がある場合、別なものになるのですか。

A 13 業者番号及びパスワードは、本社と支店等の区別はありませんので、会社として同じものを使用することになります。

したがって、本社又は支店等のいずれかがパスワードを変更した場合は、その変更後のパスワードを会社として使用することになりますので、ご注意ください。（支店等において電子閲覧できないとの問い合わせについて、本社

が行ったパスワード変更について支店等に連絡されていなかったことが原因であることが見受けられますので、ご注意ください。)